

徳島県営繕課との意見交換会議事録

平成26年1月30日（木）

13:30 ～ 15:30

於 建築士事務所協会会議室

議 題

1. 来年度の委託業務の発注量はどうですか。

返答・ 当初予算の発表が2月上旬、15日頃までには発表される。22年度は37件、23年度は45件、24年度は64件、今年度は特に多くて70件出ている。26年度は22、23年度分程度の件数は確保できる。これは、一般入札、指名競争入札を含めた件数である。大きな事業等は新聞で発表されるので見てほしい。

今年は市町村の件数も増えているが、不調の件数も多いと聞いている。

2. 設計業務において工区の区分について、業務がある程度進んでから変更となる場合の業務量の見直しは対応してもらえるのか否か。

返答・ 営繕で仕様書発注して、工事名の下に何々工事、建築、電気、管、空調と工事区分を記入してある。各工事の中で1工区、2工区と分かれるような事があれば、当初より分けるよう指導していきたい。

問題は分割する事によりどれだけ業務量が増えるか、又、打ち合わせを密に行い、当初より書いてある工程表に基づき仕事を行い、その中で工区の分割を行う事によりこれだけ仕事量が増えると出してもらい、文面で残す。工区の変更による作業量の増加の根拠の資料は必要になってくる。

今は改修設計が多く、図面の枚数及び、作業日数などを考え委託料を決めている。

耐震改修工事は27年度末を目途にしている。依って、設計は26年度中に終える必要がある。

3. 元設計図と現況が大巾に相違がある場合について、業務量の見直し又、事前の現況図作成業務の別発注方法として対応してもらいたい。

返答・ 耐震改修に於いては現地調査費を計上している。が、通常以上に必要な場合はあり得る。そういう場合は変更設計で何人工必要という具体的な数量を示し

てくれれば対応していけるので、協議してほしい。だけど限度はあるので了承してほしい。別途発注という形は難しい。発注するには1ヶ月かかる。準備していると2ヶ月かかることになる。そうしていると元発注の方が出来なくなり、成り立たなくなる。なるべく変更協議で行いたい。

完正図面枚数の提示を今までは考えていなかったが、今後考えていきたい。

4. 業務範囲の明確化について、入札情報の仕様書に基づき計画して入札し受託している。添付資料：国交省告示第15号 別添一 1. 設計に関する標準業務
一 基本設計に関する標準業務 二 実施設計に関する標準業務

返答・ 基本設計、実施設計、監理業務として告示15号の解釈を、基本設計は基本計画が出来ていて、すぐに実施設計に取り掛かれるもの。実施設計は簡単な基本プランを考えてもらっての実施設計と考えていた。県としての実施設計の認識を違っていた。今後、内部でよく協議しながら発注していきたい。

5. 徳島県発注の耐震補強設計の物件に於いて、補強設計業務以外（老朽化・平面変更等）の業務量が想像以上に多いように思われます。予算の際の業務の算定が不明である為作業量の根拠が分かりません。現場での担当の方との打ち合わせの際に作業量が増える傾向にあります。特に、年度が変わると担当の方の移動が有り、打ち合わせ済みの事項が変更になるなど作業の逆戻りも発生しています。このような場合、協議の上設計変更扱いとして費用の追加という事にできないでしょうか。補強設計業務においては、構造事務所の作業、意匠事務所の作業の上に、設備の変更等による設備事務所の現地調査等の作業量が多く、業務完了後、精算すると赤字となる物件が複数発生しています。

返答・ 前述と同内容であるが、随時打ち合わせ議事録を作成してほしい。

6. 徳島県発注物件も含め、現在は市町村よりの耐震診断、補強設計の発注が多く、できれば工期に余裕をもった発注は無理でしょうか。

返答・ 昨今、行程表通りに完了していない物件が多い。遅れる場合に工期変更を行って対応している。変更できない場合、手直し指示書で対応している。

事務所協会で事例があれば、診断・改修・総合の1000㎡、2000㎡と設計工期を教えて欲しい。

7. 設備の安全性について、令129条の2の4 設計段階で設備の詳細について決

まっていない事が多く、上記を満足する為、基準図による記載を行っているが、現場施工に於いて設備機器の決定された時点に於いて、構造一級建築士が安全性の確認を行う必要があるが、構造設計者に現場監理の業務は行われていない。構造設計者の責任はどうなっているのでしょうか。

返答・ 建築指導課と話をしまして、工事監理者は設計当初の仕様書通りに施工されているかどうかをチェックすれば良い。変更がなければ改めて構造一級建築士に確認する必要はない。

8. 国土交通省告示第 15 号による建築士法第 25 条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求する事が出来る報酬の基準による業務委託料算出は別紙のような方法でよろしいか。

返答・ 委託料の算定は告示に依り全国統一ですが、徳島県としては地域性を考慮して算定しています。

追加 点数制度が始まりましたら、入札時のグループ分けに事務所の人数、売上等に基づけられていますが、点数制度も入るのか、入るとしたら度合の程度は？又、何時頃から始まるのでしょうか。CPDも評価の対象になるのでしょうか？

返答・ すぐの返答は難しいのですが、点数制度が始まり、今はまだ全員についているのではない。点数の付いている人だけが優遇されるのか、どう考えて良いのか解らない。去年より始まったばかりで設計で点数を上げるのは、密な打ち合わせ、提案とか、具体的に出来ているとか、普通にやっているとどう点数を入れて良いのか解らない。今は未だ決まっていない。